

## 愛媛県指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第54条第2項の規定による医療機関（育成医療・更生医療）（以下「指定自立支援医療機関」という。）の指定については、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年愛媛県規則第31号。以下「施行細則」という。）、「指定自立支援医療機関の指定について」（平成18年3月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）及び「自立支援医療の支給認定について」（平成18年3月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定めるところによるほか、この要領（以下「要領」という。）によるものとする。

### 第1 指定・変更・更新の申請及び変更の届出の事務

#### 1 指定申請及び変更申請の事務

- (1) 法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの指定自立支援医療機関指定申請書（以下「申請書」という。）は、施行細則様式第10号によるものとし、病院又は診療所にあつては本要領別紙1から別紙10、薬局にあつては同別紙10から別紙12、指定訪問看護事業者等、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあつては同別紙10及び別紙13を添付して、知事に提出するものとする。
- (2) 申請者が、育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望している場合は、申請書にその旨を明記させることとし、この場合は申請のあつた自立支援医療についてのみ審査、指定等の事務を行うこととする。  
なお、申請の際に特段の申出がない場合は、育成医療及び更生医療双方の申請があつたものとして取り扱い、その場合の審査、指定等の事務については一括して行うこととする。
- (3) 指定自立支援医療機関の指定を受けた事項のうち、規則第57条第1項第5号に規定する担当する自立支援医療の種類を変更しようとする者（例えば、整形外科に関する医療を形成外科に関する医療に変更しようとする者）（以下「変更申請者」という。）からの変更の申請（以下「変更申請」という。）は、施行細則様式第10号によるものとし、前記(1)と同様の書類を添付して、知事に提出するものとする。
- (4) 知事は、前記(1)の指定申請及び(3)の変更申請があつた場合は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、速やかに申請者へ通知するものとする。  
なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

#### 2 変更の届出

- (1) 指定自立支援医療機関が、その名称及び所在地その他規則第61条に定める事項に変更を生じた場合に行う法第64条の規定に基づく変更の届出（以下「変更届出」という。）は、施行細則様式第15号によるものとし、前記(1)と同様の書類を添付して、知事に提出するものとする。但し、直近の指定の申請（変更申請及び変更届出を含む）時点から変更が生じていない事項については、当該事項に係る添付書類を省略することができる。
- (2) 知事は、変更届出のあつた事項について、所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には、適宜、質問や指導を行う。
- (3) 変更が生じた事項のうち指定自立支援医療を主として担当する医師、歯科医師又は薬剤師の変更があつた場合で、変更後の医師、歯科医師又は薬剤師の経歴等を確認した結果が不相当と認められるときには、他の医師、歯科医師又は薬剤師に変更させる等の指導を行うこととし、これが不可能な場合には、法第68条の規定に基づ

く指定の取消しを検討することとする。

### 3 指定の更新

- (1) 法第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関の更新をしようとする者は（以下「更新申請者」という。）からの指定自立支援医療機関に係る指定の更新に関する申請書（以下「更新申請書」という。）は、施行細則様式第10号によるものとし、病院又は診療所にあつては本要領別紙1から別紙10、薬局にあつては同別紙10から別紙12、指定訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者にあつては同別紙10及び別紙13を添付して、知事に提出するものとする。

なお、当該更新申請書の提出の際、変更申請及び変更届出の提出漏れが確認された場合は、速やかに変更申請及び変更届出を提出させることとする。

- (2) 知事は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、速やかに更新申請者へ通知するものとする。

なお、更新する場合の更新年月日は、原則として、前回指定又は更新の有効期間満了日の翌日とする。

### 4 届出

- (1) 業務の廃止、休止、再開に係る届出

規則第63条第1号の規定に基づく指定自立支援医療の業務の休止・廃止・再開の届出は、施行細則様式第23号を知事に提出することにより行うものとする。

- (2) 処分を受けたとき。

指定自立支援医療機関が、規則第63条第2号に規定する処分を受けたときは、当該処分に関する通知書の写しを添付して、任意様式により届け出るものとする。

- (3) 辞退に係る申出

法第65条の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退は、指定辞退日の1か月以上前に、施行細則様式第16号を知事に提出することにより行うものとする。

### 5 その他

- (1) 知事は、規則第60条に定めるように良質かつ適切な自立支援医療を提供するための体制整備に努めるとともに、変更届出、更新申請等の必要な手続について、提出漏れが生じないように指定自立支援医療機関への指導を行う。特に有効期間満了を迎える指定自立支援医療機関に対しては、あらかじめ更新の意向等を確認し、更新申請の手続が円滑に行われるよう取り組む。

- (2) 指定等の関係機関への通知

知事は、指定自立支援医療機関に異動（指定・指定更新・変更・廃止等）があつた場合には、異動のあつた指定自立支援医療機関の一覧を、各月ごとに市町、愛媛県国民健康保険団体連合会及び愛媛県社会保険診療報酬支払基金に通知する。

- (3) 指定等の公示

知事は、法第69条の規定に基づき、次の場合は愛媛県報その他適切な方法で公示するものとする。

- ① 指定自立支援医療機関を指定（更新を含む。）したとき。
- ② 指定自立支援医療機関の名称又は所在地の変更に係る届出があつたとき。
- ③ 指定自立支援医療機関の指定の辞退があつたとき。
- ④ 法第68条の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消したとき。

## 第2 審査（確認）基準

第1の1の指定申請及び変更申請並びに第1の3の指定の更新の申請に係る審査及び第1の2のうち、主として担当する医師、歯科医師又は薬剤師の変更の届出の確認については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。

なお、上記の審査及び確認にあたっては、愛媛県社会福祉審議会身体障害者福祉分科会の意見を聞くものとする。

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省

告示第65号。以下「療担規程」という。)に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

(1) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

(2) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(3) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

(4) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

(5) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること、又は「特掲診療科の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(6) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なH I V感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

(7) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。

また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

(8) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。

また、そのために、必要な職員を配置していること。

3 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

但し、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えな

い。

- (2) それぞれの医療の種類の特科科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

- (3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあっては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査することとする。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

オ 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

キ 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。  
愛媛県更生医療指定基準を廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙1) 経歴書

(別紙2) 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要

(別紙3) 研究内容に関する証明書

(別紙4) 人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書

(別紙5) 中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書

(別紙6) 心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 (主たる医師)

(別紙7) 心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 (連携機関の医師)

(別紙8) 肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 (主たる医師)

(別紙9) 肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 (連携機関の医師)

(別紙10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項 (第1号から第3号まで及び第7号を除く) の規定に該当しない旨の誓約書

(別紙11) 経歴書

(別紙12) 調剤のために必要な設備及び施設の概要

(別紙13) 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス (介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。) に従事する職員の定数

(別紙1)

## 経 歴 書

学 位		ふりがな 氏 名		生年月日	
現 住 所					
関係学会 加入状況					
年 月 日	任免事項	師事した指導者の氏名、学位論文名又は学会に提出した論文名			

- 注1 経歴書の「学位」は、専門科目に関する学位の有無を記載すること。
- 2 経歴書の「関係学会加入状況」は、加入している学会名及び学会における必要な記録を記載すること。
- 3 経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること。
- (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
  - (2) 病院研究機関等医師又は歯科医師が勤務し又は研究等のために利用した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。  
(例えば、〇〇医科大学眼科学教室又は〇〇病院眼科のように記載し、〇〇医科大学、〇〇病院のように省略しないこと。)
  - (3) 勤務先における身分(例えば、医長、医員、講師、助手等)を明確に記載すること。
  - (4) 非常勤職員については、1か月又は1週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。
  - (5) 2以上の施設に兼務する等の場合は、それぞれの施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。  
(例えば、〇〇医科大学整形外科週4日(延〇時間勤務)、〇〇病院週2日(延〇時間勤務)等)
  - (6) 大学院については、専門コースを明確に記載すること。(例えば、〇〇医科大学大学院医学研究科整形外科学教室等)
- 4 経歴書には、指導者氏名、研究テーマ、研究の内容別(講義の受講、臨床的研究、理論的研究、実習等)期間、従事日数(1か月又は1週間あたり)、その他研究態様を明らかにするための主任教授等による証明書(別紙3)を添付すること。
- 5 腎臓に関する医療及び小腸に関する医療を担当しようとする場合は、それぞれ(別紙4)及び(別紙5)による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。
- 6 心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、(別紙6)又は(別紙7)による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。
- 7 肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植術後の抗免疫療法を担当しようとする場合は、(別紙8)又は(別紙9)による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。

(別紙2)

### 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要

	品	目	数	量	品	目	数	量
設 備 (主要なもの)								
体 制								

注 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備には、それぞれの医療で特に必要とされるものを主に記載すること。

(別紙3)

## 研究内容に関する証明書

医療機関名  
氏名

- 1 研究テーマ
- 2 研究の内容別期間等
  - (1)教室における臨床実習  
自 年 月 日 } 月間 (1週 日 時間)  
至 年 月 日 }
  - (2)教授指導下での教室外における臨床実習  
自 年 月 日 } 月間 (1週 日 時間)  
至 年 月 日 }
- 3 その他の研究内容を明らかにするために必要な事項  
主論文  
副論文

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

大学名

氏名

印

注 証明者の氏名については、署名又は記名押印とする。

## 研究内容に関する証明書 (記載例)

医療機関名 市立 ○○ 病院  
氏名 △△ △

- 1 研究テーマ 変形性膝関節症の組織学的研究
- 2 研究の内容別期間等
  - (1)教室における臨床実習  
自 平成○年1月1日 } 6月間 (1週 6日 44時間)  
至 平成○年6月30日 }
  - (2)教授指導下での教室外における臨床実習  
自 平成○年7月1日 } 11月間 (1週 6日 44時間)  
至 平成○年5月31日 }
- 3 その他の研究内容を明らかにするために必要な事項  
主論文 変形性膝関節症の組織学的研究  
副論文 脊髄硬膜外肉芽腫の1治療例  
小児に発生したpancoast腫瘍の1例  
足関節固定術の経過的観察

上記のとおり相違ないことを証明する。

○○年○○月○○日

大学名

○○大学医学部教授

氏名

△△

△

印

注 証明者の氏名については、署名又は記名押印とする。



(別紙4)

## 人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書

医療機関名  
氏 名

### 1 専門研修

#### (1)研修期間

自 年 月 日

至 年 月 日

#### (2)医療機関及び指導医

### 2 臨床実績

期 間	患者数	回 数	医 療 機 関 名 等
年 月 ~ 年 月	人	回	
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			

### 3 透析療法従事職員研修受講の有無

(1)有 ( 年度研修)

(2)無

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名  
氏 名

印

注 証明者の氏名については、署名又は記名押印とする。

(別紙5)

### 中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書

医療機関名		主たる担当 医 師 名	
医療機関名	期 間	症 例 数	備 考
○ ○ 病 院	年月 年月 ～	中心静脈栄養法 ( )	
○ ○ 病 院	～	( )	
○ ○ 病 院	～	( )	
○ ○ 病 院	年月 年月 ～	経腸栄養法	
○ ○ 病 院	～		
○ ○ 病 院	～		
○ ○ 病 院	～		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名

氏 名

印

(記載要領)

- 「医療機関名」欄には、正式名称を記載すること。
- 「主たる担当医師名」欄には、小腸に関する医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
- 症例数を記入する欄には個々の症例を直近時から遡って記載し、調査票の記入欄を満たす範囲内で症例数を計上すれば足りること。  
ただし、既定の症例数(中心静脈栄養法20例以上、経腸栄養法10例以上)について、患者性別、年齢、期間等の一覧を別途添付すること。
- 中心静脈栄養法の症例数のうち、在宅中心静脈栄養法については( )内に再掲すること。
  - 同一症例に対し断続的に繰り返し行った場合は、その都度、症例と数えて差し支えないこと。
  - 中心静脈栄養法を開始した時点からその中心静脈栄養法の終了した時点までが10日間以上のものを症例として計上すること。  
なお、カテーテル感染によりカテーテルを抜去し、同一日ないし翌日に再挿入した場合は1回とみなし、複数の症例として計上しないこと。
- 証明者の氏名については、署名又は記名押印とする。

(別紙6)

### 心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）

医療機関名		主たる担当 医 師 名	
期 間	症例数	実施医療機関名等	備 考
年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月		心臓移植後の抗免疫療法 病院 病院 HP	(国 名)
年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月		心臓移植術 病院 HP	(国 名)

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名  
氏 名

印

(記載要領)

- 1 「医療機関名」欄には、正式名称を記載すること。
- 2 「主たる担当医師名」欄には、心臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
- 3 「期間」、「症例数」欄には、「主たる担当医師名」に記載した医師が、これまでに心臓移植術後の抗免疫療法を実施した期間を直近時から遡って記載すること。  
また、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設で心臓移植術及び心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床研修等の経験がある場合は、記載しても差し支えない。
- 4 「実施医療機関名等」欄には、これまでに心臓移植術後の抗免疫療法を実施した医療機関名等を記載すること。  
なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、備考欄に国名についても記載すること。
- 5 心臓移植術の経験がある場合は、心臓移植術についても記載すること。
- 6 証明者の氏名については、署名又は記名押印とする。

(別紙7)

### 心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 (連携機関の医師)

連携する 医療機関名		連携する 医師名	
期 間	症例数	実施医療機関名等	備 考
年 月 ~ 年 月 年 月 ~ 年 月		心臓移植術 病院 HP (国 名)	
年 月 ~ 年 月 年 月 ~ 年 月		心臓移植術後の抗免疫療法 病院 HP (国 名)	
連携する医師の経歴書	生年月日		学位
年月日	任免事項	師事した指導者名、学位論文名又は学会論文名	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名

氏 名

印

(記載要領)

- 1 「医療機関名」欄には、正式名称を記載すること。
- 2 「連携する医師名」欄には、心臓移植術後の抗免疫療法に関する医療について連携する医師の氏名を記載すること。
- 3 「期間」、「症例数」、「実施医療機関名等」欄には、「連携する医師名」に記載した医師が、これまでに心臓移植術又は心臓移植術後の抗免疫療法を実施した実績を直近時から遡って記載すること。

なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、備考欄に国名についても記載すること。

- 4 証明者の氏名については、署名又は記名押印とする。

(別紙8)

### 肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）

医療機関名		主たる担当 医 師 名	
期 間	症例数	実施医療機関名等	備 考
年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月		肝臓移植後の抗免疫療法 病院 病院 HP	(国 名)
年 月 ～ 年 月 年 月 ～ 年 月		肝臓移植術 病院 HP	(国 名)

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名  
氏 名

印

(記載要領)

- 1 「医療機関名」欄には、正式名称を記載すること。
- 2 「主たる担当医師名」欄には、肝臓移植術後の抗免疫療法に関する医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
- 3 「期間」、「症例数」欄には、「主たる担当医師名」に記載した医師が、これまでに肝臓移植術後の抗免疫療法を実施した期間を直近時から遡って記載すること。  
また、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設で肝臓移植術及び肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床研修等の経験がある場合は、記載しても差し支えない。
- 4 「実施医療機関名等」欄には、これまでに肝臓移植術後の抗免疫療法を実施した医療機関名等を記載すること。  
なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、備考欄に国名についても記載すること。
- 5 肝臓移植術の経験がある場合は、肝臓移植術についても記載すること。
- 6 証明者の氏名については、署名又は記名押印とする。

(別紙9)

### 肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書 (連携機関の医師)

連携する 医療機関名		連携する 医師名	
期 間	症例数	実施医療機関名等	備 考
年 月 ~ 年 月 年 月 ~ 年 月		肝臓移植術 病院 HP (国 名)	
年 月 ~ 年 月 年 月 ~ 年 月		肝臓移植術後の抗免疫療法 病院 HP (国 名)	
連携する医師の経歴書	生年月日		学位
年月日	任免事項	師事した指導者名、学位論文名又は学会論文名	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

医療機関名

氏 名

印

(記載要領)

- 1 「医療機関名」欄には、正式名称を記載すること。
- 2 「連携する医師名」欄には、肝臓移植術後の抗免疫療法に関する医療について連携する医師の氏名を記載すること。
- 3 「期間」、「症例数」、「実施医療機関名等」欄には、「連携する医師名」に記載した医師が、これまでに肝臓移植術又は肝臓移植術後の抗免疫療法を実施した実績を直近時から遡って記載すること。

なお、実施した医療機関については国内に限定するものではないが、国外の医療機関を記載する際は、備考欄に国名についても記載すること。

- 4 証明者の氏名については、署名又は記名押印とする。

(別紙10)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
第59条第3項で準用する同法第36条第3項(第1号から第3号まで  
及び第7号を除く)の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

愛媛県知事様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

開設者

(事業者) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号(第1号から第3号まで及び第  
7号を除く)に該当しないことを誓約します(役員含む)。

記

【誓約項目】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障  
害者総合支援法」という。)第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号(第  
1号から第3号まで及び第7号を除く)に該当しないことを誓約すること。

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を  
受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者総合支援法その他の法律(児童福祉法、身体障害者  
福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、介護保  
険法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、  
医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、医薬品、医療機器  
等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、再生医療  
等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法  
律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執  
行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律(労働基準法、最低賃金法、賃金の支払  
の確保等に関する法律)で定める規定により罰金の刑に処せられ、その  
執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

(裏面へ続く)

#### 4 第6号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

##### (1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

##### (2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

#### 5 第8号関係

申請者が、障害者総合支援法の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

#### 6 第9号関係

申請者が障害者総合支援法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

#### 7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

#### 8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

#### 9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

#### 10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。



(別紙 1 1)

## 経 歴 書

学 位		姓 名		生年月日	
現 住 所					
最終学歴					
主たる 職 歴					

(別紙 1 2)

## 調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造		調剤室の面積	
主たる設備	品 目	品 目	

(備考)

- 1 薬局の見取図を添付すること。
- 2 主たる設備の欄には、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に掲げるもの以外のもがある場合にのみ、その主たるものを記載すること。

(別紙 13)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

(備考)

職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。